

## 第9期ふじさわ人権協議会委員による協議会の審議内容について

【ふじさわ人権協議会】 ※ふじさわ人権協議会要綱に基づき設置

◆一人ひとりの市民が尊重され、ともに生きるまちづくりに向けた人権施策推進の協議・検討 ※要綱第1条「目的及び設置」

◆次に掲げる事項の協議・検討 ※要綱第2条「所掌事務」

- 1 ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針（人権指針）の進行管理に必要な事項
- 2 人権意識の啓発推進に必要な事項
- 3 その他、人権施策の推進を図るために必要な事項

## ◆第9期委員による検討内容（案）

- ◆人権課題の解決に向けた、多様な主体（行政・市民・企業・教育機関等・市民活動団体）の効果的な検討
- ◆人権デュー・ディリジェンス（人権への悪影響の特定・予防・調査・対処等のプロセス）の導入に向けた研究
- ◆年度ごとの人権施策方針（人権施策の着実な推進に向けた重点テーマの明示）の策定に関する助言等

## 令和5年度（前期）

 新たな人権施策の導入に向けた検討

- 第1回 今後の協議会の進め方について
- 第2回 個別課題の検討（性別表記の在り方について）
- 第3回 人権デュー・ディリジェンス研修ほか

令和4年度に改定した人権指針に基づいた新たな人権施策の導入について、協議検討を行う。

- ◆人権に関する個別課題の意見交換等
- ◆人権デュー・ディリジェンス導入に向けた検討  
（事前研修の実施・重点テーマ設定→人権施策方針への反映）

## 令和6年度（後期）

 新たな人権施策の実施

- 第1回 人権デュー・ディリジェンスの試行
- 第2回 令和7年度人権施策方針について
- 第3回 第9期協議会活動の総括

人権デュー・ディリジェンスの試行と全庁導入に向けた進行管理など一連の流れを確認・決定する。

- ◆人権施策方針と人権デュー・ディリジェンスの連動  
（人権デュー・ディリジェンスの実施＝指針の進行管理）
- ◆多様な主体への効果的な人権啓発推進方法の検討